

No.	問	回答
1	補助を受けられるのは、町民だけか。	町内に住所を有する団体またはグループが補助対象となります。町内の団体であれば、メンバーに町外の方が入っていても問題ありません。（補助金の趣旨は団体の交流を促進すること）
2	どれくらい補助してもらえるのか。	1団体あたり交流に要する費用50万円と、バス借上等に要する費用50万円の、合計100万円を上限に予算の範囲内で補助します。
3	どういった経費が対象となるのか。	音更町までの移動費（バス借上も含む）、宿泊費、その他交流事業に必要な経費が補助の対象となります。音更町で交流大会に参加する場合は、その参加費や保険料等も対象となります。
4	経費に上限はあるのか。	フェリー費用は1乗船あたり9,000円、航空券は1搭乗あたり30,000円、宿泊費は20,000円（1泊朝食付）を上限とします。
5	対象外の経費は。	補助対象者の経常的な運営に係る経費、報償費又は人件費（講師等の謝礼金を除く。）、補助対象者に対する日当、備品購入費等は対象外となります。また、飲食に係る費用も対象外となりますが、宿泊費に含まれる朝食分は対象とします。
6	交流事業の実施時期はいつでもよいのか。	令和7年度中に実施する事業が対象となります。なお、町からの交付決定を受けた後に、事業を実施してください。（交付決定前に事業を実施すると補助金を受け取ることができません）
7	役場の中型バスを利用することは可能か。	バス借上に係る費用も補助金の対象となりますので、バス会社等の利用をお願いします。